

法人様向け 上田信用金庫『ICキャッシュカード』



ICキャッシュカードとは？

偽造・変造や不正な読み取りを困難にする『ICチップ』を搭載し、安全性を高めたカードです。従来のカードに比べ、スキミング等の偽造防止に効果があります。当金庫のICキャッシュカードは、他金融機関ATMでもご利用いただけるよう磁気ストライプ（従来のカード）との並存型です。

お申込等

ご利用対象者

普通預金、貯蓄預金をお持ちの法人の方でキャッシュカードを新規にお申込の方または既にお持ちの方。

有効期限

セキュリティ維持のため、カードの有効期限を発行より5年間としております。5年毎にカードの更新が必要となり発行手数料がかかります。有効期限はカード表面に表示しております。

発行手数料

新規発行・切替発行・再発行・更新（5年毎）時に1,050円の発行手数料がかかります。

更新手続き

カードの有効期限到来前に、カードご利用口座より発行手数料を自動振替えにてお引落しの上、新しいカードをお届けのご住所に郵送いたします。発行手数料がお引落し出来ない場合、新しいカードの発行がされずカードの利用が出来なくなる事がありますので、ご了承ください。

ICキャッシュカードの機能

ICキャッシュカードの確認は、ご利用のATMにより『ICチップ』内の情報、または『磁気ストライプ』内の情報いずれかと照合して行います。

- ICカード対応ATMをご利用の場合 『ICチップ』でのお取引
 - ICカードに対応していないATMをご利用の場合 『磁気ストライプ』でのお取引
- 当金庫のATMでは『ICチップ』でのお取引となります。他金融機関のIC未対応のATMでのお取引は『磁気ストライプ』でのお取引となります。また、他金融機関のIC対応ATMでも、各金融機関のICシステムは共有化されていないため、他金融機関では『磁気ストライプ』でのお取引となる場合がございます。

IC対応ATM

当金庫の全ATMについてIC対応しております。

1日あたりのATMご利用限度額

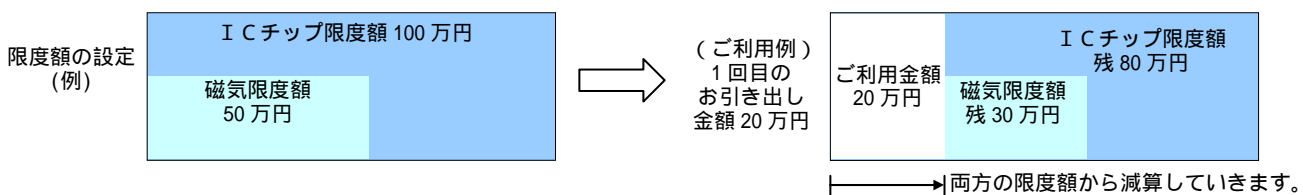
当金庫ではスキミング等犯罪への安全策として、ご利用口座の1日あたりのATMご利用限度額（お支払・お振込等の合計限度額）を定めています。『ICチップ』でのお取引額、『磁気ストライプ』でのお取引額を合算して限度額管理を行います。

1日あたりのATMご利用限度額	50万円
-----------------	------

ご利用限度額の変更

『ICチップ』でのお取引、『磁気ストライプ』でのお取引はそれぞれ利用限度額の変更が可能ですので、お客様のご利用状況に合わせた設定をお勧めいたします。『磁気ストライプ』のご利用限度額を0円にすることにより、より一層偽造防止に効果がありますが、他金融機関ATMではお取引が出来なくなる場合がございますので、ご注意ください。

ご利用限度額の設定範囲 (1千円単位)	ICチップのご利用限度額	0円～500万円
	磁気ストライプのご利用限度額	0円～ICチップによるご利用限度額まで



『磁気ストライプ』のご利用限度額は『ICチップ』のご利用限度額に含まれているため、『磁気ストライプ』のご利用限度額は『ICチップ』のご利用限度額を超えることは出来ません。また、『ICチップ』のご利用限度額を100万円、『磁気ストライプ』のご利用限度額を50万円に設定した場合、1日あたりのご利用限度額は150万円とはならず、100万円となります。

